



2021年2月25日

各 位

会 社 名 株式会社 サイバーリンクス
代 表 者 名 代表取締役社長 村上 恒夫
(コード番号：3683 東証第一部)
問 合 せ 先 総合管理部長 鳥居 孝行
(TEL. 073-448-3600)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年3月30日開催予定の当社第57期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、2020年10月16日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2021年3月30日開催予定の当社第57期定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として有用な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨の規定として、変更案第30条第1項を新設するものであります。なお、当該新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2021年3月30日(火) 予定
定款変更の効力発生日	2021年3月30日(火) 予定

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことができる。</p> <p>1. ～16. (条文省略)</p> <p>17. 広告・<u>宣伝</u>およびマーケティング調査</p> <p>18. ～23. (条文省略)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことができる。</p> <p>1. ～16. (現行どおり)</p> <p>17. 広告・<u>宣伝</u>及びマーケティング調査</p> <p>18. ～23. (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株式</p> <p>第6条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成<u>ならびに</u>これらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第11条 (条文省略)</p>	<p>第2章 株式</p> <p>第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成<u>並びに</u>これらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第11条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第16条 (条文省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>2. <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) は、10名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員であ</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第22条～第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p><u>る取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第25条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>第27条 (条文省略)</p>	<p>第28条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (新設)</p> <p>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法及び補欠監査役の選任の効力)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(常勤監査役)</u> <u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u> <u>第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第<u>40</u>条～第<u>41</u>条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第<u>42</u>条～第<u>45</u>条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>37</u>条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第<u>38</u>条～第<u>41</u>条 (現行どおり)</p>